

申込制度改正案に対するご意見・回答（5月15日以降）

テニスの団体会員一同からのご意見と回答（要約をご了承ください）

① 「利用機会の急増」と「利用枠の確保」と「利用機会の均等を確保するために改正」の間に関連性が認められない。

回答 26年度から28年度までの利用者は急増し、土曜休日や午前時間帯の希望は特に高くなっており、以前にも増し公平な利用機会の取得方法が求められています。また、16日からの一般申込の受付時において、優先申込に来られない方のために一定の枠を確保したいと考えております。一方、利用実態において、同一利用団体が複数の団体登録をして多くの利用機会を得ている現状があり、利用者からも同一利用者が3回/月を超えて利用しているというご指摘が寄せられております。

28年度の利用状況（29年度はテニスコートの閉鎖があり不採用）

	全日	月～金	土	日祝
体育館	89.5%	87.9%	93.5%	93.7%
テニス	89.0%	85.6%	96.7%	95.8%

② 問題点を具体的に示す必要がある

回答 ①の回答と同じ

③ 利用者の急増等という不具合と改正案に因果関係が認められない（①と同趣旨）

④ 横浜市民以外は制限する

回答 当館の利用が横浜市民若しくは在勤に限定されるべきものかどうか横浜市に照会をしております。

⑤ 団体登録は構成員も登録させる

回答 ご意見として承ります。すべてのご利用者の個人情報をお預かりし、利用の都度、利用者全員の同一性の確認（本人確認）の徹底を図ることは実務上困難かと思えます。

⑥ 抽選日を日曜日に実施する

回答 16日からの一般申込の方法を容易に可能にできる方法を検討中です。

⑦ 「テニスは個人的な競技の性格が強い」はこじつけ解釈

回答 ご意見として承ります

⑧ 個人は1回/月の合理的な理由は何か。容認し難い

回答 公園テニス・スポーツセンターの供給面数/申込回数比率から検討しました。

ア) 横浜市内のテニスコートのあるスポーツ会館（各1面）は本館含め8館あり、7館は団体登録、1館は個人登録。

イ) 市内の他の公的テニス場は公園テニス場を主に28か所、平均6面あり、すべて個人登録。

	公園テニス等	六浦スポーツ会館
1日のコマ数	冬季を除き6コマ 開場時間9時から21時（3月～12月）	夏季を除き4コマ 開場時間9時から17時（9月～5月）
1月の延面数	6コマ/日×6面×30日=1080面	4コマ/日×1面×30日=120面
申込件数/月/人	8コマ/月/人	1コマ/月/人（案）

⑨ 改正案では2人ないし1人しか派出できず月3回の利用ができない

回答 15日は優先利用申込となっておりますが、16日からの一般申込みによる申込みが可能です。

⑩ 6月分予約では60コマ予約したが、余裕があり改正理由の説得力がない（①と同趣旨）

回答 テニスコートの再開後の低下は、昨年度のテニスコート改修のため長期閉鎖のため利用者離れと考えております。（28年度5月425人、30年度5月322人）なお、6月1日現在の予約状況は、80コマ予約されており9時～11時の枠は100%、11時～13時の枠は72%予約済みです。

⑪ 団体登録は構成員も登録させ、悪質な利用者に対しては団体登録抹消措置など、運用面の改善や指

導の徹底を図るべき。(⑤と同趣旨)

⑫ 改正案はテニス機会の減少という事態を招く

回答 改修前の利用率まで回復するよう、当館の PR にも努めたいと考えております。

⑬ 抽選申込をコンピューターを活用している他の施設と、手作業で実施している当館を同列に論じるのは適当ではない。

回答 抽選の方法は制度改正に関わる点はないかと思えます。例えば RAND 関数を使用して順位を決める方法も、くじ札で順位を決める方法も、抽選に変わりはありません。

⑭ 利用者の増加による不具合は考えられない(①と同趣旨)

⑮ 利用者から不満や苦情があれば、それを示して、利用者に関わらせるべき。それを明らかにしない改正案はテニスコート利用者に疑念と不信感を生じさせている。こうした手続きを踏んだものであれば、建設的な意見を提案することが可能となる。

回答 利用者からのご不満や苦情に関しては当館からの回答を含め、ロビーに備え付けのアンケート結果やホームページ(本館・金沢区役所)に公表されております。利用方法に関してはアンケートや直接承った苦情で①で掲げる点について、抽選会の前の連絡会でも館長から注意喚起を図ってきており、また登録制度の見直しを図る旨お伝えしております。しかし、当初の改正案では文書上明示せず、口頭では理解できなかった点があったとのご指摘を頂き説明不足であった点をお詫びします。

⑯ 複数の団体と交流することがルール違反と主張する一部の苦情を取り上げて制度を変えることは再考すべき。

回答 交流団体交流は本館の利用目的のひとつでもあり問題となりません。

⑰ 団体構成員を登録させない現行制度が架空団体を登録させる土壌を作った。(⑤と同趣旨)

⑱ 架空団体に対する是正措置が必要(⑤と同趣旨)

⑲ 「個人登録のメリットとして個人に対する利用機会の均等が図られる」とは意味不明。個人が多くの愛好者との交流は稀ではないか。

回答 団体登録制度で起こりうる多重登録による問題点がありません。申込者は確実に 1 回のほか、他の申込んだ同好者との利用は制限がなく、一方、管理者の実務上、利用日の本人確認を申込者 1 人で済みます。⑤の実務上の困難性を参照願います

⑳ 「個人登録のデメリットで大規模団体が多く申込みと利用機会が増え小規模団体と不均衡が生じる。」とは大きな差が生起するか疑問。この文言から団体と認識して扱っているあかしである。論拠の矛盾である。

回答 個人登録が団体利用の概念を否定するものではありません。個人登録して多くのテニス愛好者と交流されることは、施設の設置目的にかなうもので望ましいものと考えます。

21 大規模団体と小規模団体ともに月 3 回とするならば、大規模団体に属する人は小規模団体に比較しテニスの実施回数が絶対的に少なくなる。

回答 今般の制度改正の趣旨には沿わないと考えます

個人のご意見と回答(要約をご了承ください)

① 個人登録は顔写真入りで、公的証書を提示の上、厳格にあたり 300 円以下で作る。

回答 ご提案として承ります

② 申請作業の軽減、駐車場の狭隘さから、簡素化し、個人登録者 2 名を同時に申請を可能とする。

回答 申請作業は公の施設の申込上定まった方法は必要ですが、ご負担のないよう配慮が必要と考えます。2 名同時に申請可能とはどういうことでしょうか?

③ 年齢制限を設ける

回答 行為責任能力がないとみなされる中学生以下は、一定の制限を設けております。

④ 罰則規定を設ける

回答 管理上支障があるときなどに対して、横浜市地区センター条例に基づく利用許可の取消し等の不利益処分の規定があります。

⑤ 再度全体の話し合いを実行することを提案する

回答 再度利用者との話し合いを予定しております。

① 改正案の意味が全く不明

回答 配布文書のほか、アンケート回答や本書をご覧ください、なお不明な点は具体的に申し出ていただけるようお願いします。

② 体育室を分割利用されてはバドミントン、バレーボール等ができない。

回答 改正案の抽選によっても全面利用の取得は可能です

③ 卓球とダンスとでは音楽が気になる

回答 公的施設ですので気持ちの上で互いに譲り合っご利用いただければ幸いです

④ 個人登録制度は個人の負担が大きくなる

回答 一般申込における容易な申込方法をさらに検討しますが、申込手続きのご負担はご容赦ください。

⑤ 個人登録制度により自分から交流を求めるのは特にテニスなどは難しい。

回答 施設の目的として地域の方との交流は望ましいものと考えます

⑥ 個人登録にすると勤め人は抽選日に来れない

回答 勤め人の多くは個人登録、団体登録を問わず平日の優先申込制度は利用できないので、翌日からの一般申込方法の簡便化を検討しています。

⑦ 公共交通機関の利用を訴えているが現代社会では無理。六浦駅からシャトルバスの運用を手配して頂きたい。

回答 テニスコート脇の空き地を含めると 15 台は駐車できますので、通常は支障ありません。しかし、優先申込の際は多くの車での来館があり、公共交通機関のご利用をお願いしています。毎月 15 日だけのシャトルバスの運行は不必要と考えます。国・横浜市では環境負荷軽減を図るため「徒歩、自転車、公共交通機関を適度の利用する生活」への変化を促す取組を進めていますので、ご協力をお願いします。

⑧ 人数の多い団体は必然的に利用回数が増えてしまう。

回答 1 回/月/個人であっても多くの仲間が各自が申し込めば、利用機会は増加します。

⑨ 卓球は分割利用が可能

回答 半面で利用でき、利用（占有）機会は倍にできる案です。

⑩ 差し当たり同じ回数の利用機会を与え、その後必要なら会館が考える回数を与えて良いのではないのか

回答 ご提案ありがとうございます。この内容を検討中です。

11 最初の抽選は各団体一回順に希望日を選ばせるべき

回答 体育室の抽選方法は現行と大きな差はなく、ご意見の通り実施する予定です。

12 団体名の不正利用の声は聞いたが、その他特にクレームはなく、テニス利用に関して問題があったのでは。

回答 テニスに関しても同一利用団体が複数の団体登録して多くの利用機会を得ているのご指摘をいただいております。

13 個人登録してもテニスで不明な相手と組むことは無い。仲間内で楽しむ。

回答 個人登録が仲間内の利用形態を否定するものではありません。個人登録して多くの方と交流されることは、施設の設置目的にかなうもので望ましいものと考えますが、強制するものではありません。

14 個人利用機会の均等・交流を考えるのであれば、卓球のみ自由参加の枠を設ける。

回答 趣旨が理解できませんが、卓球のみ別の取り扱いは困難と考えます。

15 メリットデメリットを考えた案を明示し、利用団体の賛否を問い会館が決断されるべき。

回答 メリットデメリットは 5 月 15 日付で当館のホームページにアップしております。

16 他の施設がネット申し込みができるようになっている現在、予算がないとばかり言わないでできないのですか。

回答 コスト負担が少ないネット申し込み方法を検討しておりますが、無料施設なので、予算の制約があることをご理解願います。